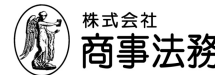


ChatGPTと企業法務

～生成系AI・対話型AIとどう向き合うか～

セミナー番号:11230714



——ChatGPTをはじめとする生成系AI・対話型AIの特徴を法的視点で概観し、自社のビジネスに活用する際、どのように取り扱うのが望ましいかを、国内外のAI規制動向とともに解説。

主要講義項目

- ・ ChatGPTがなぜ今問題になっているのか
- ・ ChatGPTをはじめとする生成系AI・対話型AIサービスの紹介
- ・ 生成系AI・対話型AIサービスのビジネス活用の動向
- ・ AI学習に伴う問題（著作権法、利用規約違反、クリエイター・本人の意向に反する学習 等）
- ・ AIアウトプットに伴う問題（学習データとの類似、差別的要素をはらんだアウトプット、虚偽・誤った内容のアウトプット等）
- ・ AI倫理の問題（プロファイリング、クリエイターによるAI利用等）
- ・ AIの権利関係（AIアウトプットの権利帰属等）
- ・ 特定のビジネスの場面におけるAI利用のリスク（人事等）
- ・ AI利用に伴い想定されるトラブル（トラブルの種類、責任の所在等）
- ・ 海外の規制動向
- ・ 利用者である事業者の社内のポジションによる取り組み方の違い

* 講義終了後、講義の内容等について受講者から講師に質問できる質疑応答の時間を設定しています。

（講義時間：約2時間30分）

●講師紹介●

中崎 尚（なかざき たかし） 弁護士（アンダーソン・毛利・友常法律事務所外国法共同事業）



東京大学法学部卒業、2001年弁護士登録。2008年コロンビア大学ロースクールLL.M.卒業。2008年～2009年米国Arnold & Porter法律事務所にて勤務、同年復帰。2013年スペシャル・カウンセラー就任。2016年経済産業省「経済産業省・総務省 IoT推進コンソーシアム データ流通推進WG」委員、2018年経済産業省「AI・データの利用に関する契約ガイドライン検討会」委員、2019年「エンターテインメント・ローヤーズ・ネットワーク（ELN）」幹事、2020年経済産業省「AI社会実装ガイド・ワーキンググループ」委員、2022年内閣府「メタバース上のコンテンツ等をめぐる新たな法的課題への対応に関する官民連携会議」構成員。
主要著書：『テクノロジー法務』（中央経済社）、『農林水産関係知財の法律相談』（青林書院）、『エンターテインメント法務Q&A 〔第3版〕—権利・契約・トラブル対応・関係法律・海外取引—』（民事法研究会）、『著作権判例百選 第6版』（有斐閣）、『医薬・ヘルスケアの法務—規制・知財・コーポレートのナビゲーション』（商事法務）、『Q&Aで学ぶGDPRのリスクと対応策』（商事法務）、『ビジネス法体系 企業取引法』（第一法規）、『Q&Aで学ぶメタバース・XRビジネスのリスクと対応策』（商事法務）。ほか論文・講演多数。

開催日程・開催場所・申込期限

◇本講は会場開催セミナーです◇

- 開催日程：2023年7月14日(金)14時～17時
- 開催場所：株式会社商事法務 会議室(東京都中央区日本橋3-6-2 日本橋フロント3階)
- 定員：40名
- 申込期限：2023年7月13日(木)
- 受講料(1名分)：33,000円(税込)

※受講制限のお知らせ:法律事務所にご所属されている方の受講はご遠慮いただきたく、あしからずご了承ください。

※お申込み方法等は、裏面をご覧ください。

講座開設の趣旨

- ▶ Generative AI(生成系AI)が、Gartner社による2022年の戦略的テクノロジーのトップ・トレンドの一つとして挙げられ、世間から大きな注目を集めています。なかでも2022年11月のChatGPTの登場は、AIがビジネスの世界を大きくモデルチェンジさせる新たな産業革命の到来を予感させるなど、世界規模で大きな衝撃を与えています。今やどの国の事業者も競うようにして、ChatGPTをビジネスに取り込み始めています。
- ▶ 2022年は、他にも画像生成や音声生成に特化した生成系AIが立て続けに登場し、夢の技術として歓迎される一方で、有名クリエイターの画風を模倣した画像の無断生成や合成音声が悪用したなりすまし詐欺の発生など、マイナス面も指摘されています。
- ▶ これまでも、AIをめぐるのは、既存の著作物をAIの学習に用いることの可否やAIによって生成された成果の法的保護などの知的財産権の側面や、人の趣味嗜好や日々の行動履歴など情報を収集しAIで分析して活用することの是非などの個人情報保護・プライバシーの側面、AIモデルの開発・運用に際しての契約の在り方や法的保護などのビジネスの側面、偏った学習データの影響でAIが差別的な応答をしてしまうAI倫理の側面など多方面にわたって法的な議論が行われてきましたが、生活に密着した、そして労働環境を含め生活スタイルを一変させかねない生成系AI・対話型AIの登場によって、より突っ込んだ議論が求められています。このような状況の変化を踏まえて、各国政府の規制に向けた議論も本格化しつつあります。世界に先駆けて2021年に公表されたEUのAI規則案は、ChatGPTの登場もあり、より厳格な規制内容で成立することが見込まれており、規制に慎重だった米国政府も規制を前提に意見募集を開始するなど、規制に向けた潮流が出てきています。
- ▶ 本講座では、ChatGPTをはじめとする生成系AI・対話型AIの特徴を概観した上で、これまでAI全般について議論されてきた各論点をどう位置付けるべきかを見ていきます。そして、自社のビジネスに活用している、あるいは活用を計画している事業者の社内において、どのように取り扱うのが望ましいのかを考えていきます。

お申込要領・ご注意事項

- 受講のお申込みは、下記QRコードのご案内画面からWEB上にてお申し込みいただくか、下記申込書に必要事項をご記入のうえFAX・郵便にてご送付ください。お申込みの受付後、請求書を郵送いたします。
- 受講料は、ご送付する請求書に従って、お振込みください。特にお申出のない限り、銀行の受領証をもって領収証にかえさせていただきます。なお、「振込手数料」等は、ご負担くださいますようお願いいたします。
- 講義資料等を別途郵送する旨をご案内しているセミナーについての講義資料等発送後は、キャンセルは一切お受けできません。ご送付する請求書に従ってお振込みください。
- ご記入の個人情報は、弊社の「個人情報保護方針」に従って適切に取り扱います。
- 反社会的勢力と判明した場合には、セミナーの受講をお断りいたします。
- 講義内容等または主催者の都合により、受講資格を制限させていただき、受講のお申込みをお受けできない場合がございます。
- 新型コロナウイルス、インフルエンザ等の市中感染状況や感染症蔓延防止のための政府方針、また天変地異の発生等の諸事情によりセミナーの開催・配信を中止・延期する場合がございます。
- 会場での録音・撮影、パソコン・携帯電話の使用はご遠慮願います。
- 発熱、ひどい咳等体調不良の兆候がある場合は、セミナーへのご出席をお控えいただき、代理の方のご出席をお願いいたします。なお、受付時等に前記のような兆候が認められる場合、ご退室をお願いする場合がございます。
- 申込先 〒103-0027 東京都中央区日本橋3-6-2 (日本橋フロント3階)
株式会社商事法務ビジネス・ロー・スクール (URL: <https://www.shojihomu.co.jp/>)
電話: 03 (6262) 6761 (ダイヤルイン) Eメール: law-school@shojihomu.co.jp

本セミナーの
QRコード →



----- 切り取らないでください -----

〈有料セミナー〉受講申込書

株式会社 商事法務 行

申込日: 2023年 月 日

FAX. 03-6262-6802

●お申込欄中、※印の部分は必須でご記入願います。

講座名:『ChatGPTと企業法務』(受講料: 33,000円(税込) 1名分)

※社名	※住所	(〒 -)
※部署名:		
業種:	※TEL. - -	
※受講者名	※受講者のEメールアドレス	社歴等(端数切上) 入社後 実務経験
		約 年 約 年
		今後のご案内の要否(注) 郵送希望Eメール希望

(注)本「受講申込書」ご記入の連絡先に、今後のセミナー案内等をすることを希望される方は、○で囲んで下さい。↑